

伊佐市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月28日(火) 午前9時00分から9時58分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (22人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	8番委員	1番推進委員	8番推進委員
4番委員	9番委員	3番推進委員	9番推進委員
5番委員	10番委員	4番推進委員	11番推進委員
6番委員	11番委員	5番推進委員	12番推進委員
7番委員	12番委員	6番推進委員	15番推進委員
		7番推進委員	

4. 欠席委員 (3人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 2番委員 4番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
- 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について
- 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第5号「非農地証明願」について
- 議案第6号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度 第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。
利用状況調査を今日までということで大変お疲れ様でした。10月から稲刈り等も始まると思います。台風16号が接近しておりますが、鹿児島の方には影響がないような形で通過するようでございます。それと先月は、新型コロナウイルス感染防止対策として変則的な総会を開催いたしました。今のところ、伊佐の方では感染者が0ということで推移しております。鹿児島市の方でも今日の新聞では2名ということで、このまま鎮静化していけば有り難いと思っているところです。10月は稲刈りが始まりますので、体に気を付けて活動をよろしく願いいたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。2番農業委員と4番農業委員をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから2ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が8件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということで、報告2号「農地の利用目的変更」についてお願いいたします。

事務局

3ページをお開き下さい。

報告第2号「農地の利用目的変更について」の整理番号1番につきまして、去る9月16日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

番号1番の申請人K Iさんは、伊佐市大口平出水に居住され年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市大口平出水字城ノ脇900番1で、地目は畑、地積は903㎡のうち農業用倉庫として91㎡の変更届であります。申請地は、平出水小学校の西側に隣接しています。

転用に係る面積が91㎡ですが、農地法施行規則第29条第1項第1号農地の転用の制限の例外に基づく、農業用施設200㎡未満ということで、届出に該当します。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。なお、農地法での届出が必要であることを知らずに平成13年に整備したとのことで、顛末書付きでの届出でになります。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長

なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。

事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、所有権移転について説明します。4ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市大口山野に居住するYMさんです。譲受人は、鹿児島市名山町に所在する 公益財団法人K公社で中間管理機構の農地売買等事業による所有権移転です。土地の所在地は、大口小木原字大代1698番地2、地目は田、地積は1,823㎡です。申請地は、旧山野中学校から南へ約400mに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

次に番号2番の譲渡人は、大阪府枚方市王仁公園に居住するMKさんで、破産管財人である弁護士のMYさんによる代理申請です。譲受人は、伊佐市大口山野に居住する認定農業者のMAさんです。

土地の所在地は、伊佐市大口山野字坂下1128番2、地目は田、地積は458㎡です。申請地は、夢さくら館から南へ約50mに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明いたします。11ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で面積は、合計111,645㎡で利用権を設定する者の数は27人、設定を受ける者の数は14人です。土地の詳細については資料5ページから10ページ、番号1番から27番のとおりです。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

6番 利用権設定が10月となった場合、小作料は来年度になるのでしょうか。

事務局 個人個人の話し合いで今年のをどうするかは決めていただくことになると思います。

議長 他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」にかかわる処分決定

について提案いたします。

整理番号1番から13番まで、一括で報告をお願いします。ご意見・ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番、2番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番と2番につきまして、去る9月22日に現地調査をいたしましたので、私10番が一括で報告いたします。

申請人Y Rさんは、伊佐市大口原田に居住され年齢は26歳です。

番号1番の渡し人Y Rさんは、伊佐市大口原田に居住され年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字水流920番ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で2,983㎡の所有権移転売買になります。

番号2番の渡し人S Nさんは、神奈川県横浜市旭区左近山に居住する市外住民で年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字水ノ手847番1、地目は田、地積は518㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は143,543㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号3番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る9月22日に現地調査をいたしましたので、私8番が報告いたします。

申請人T Iさんは、伊佐市大口山野に居住され年齢は46歳です。

渡し人K Sさんは、神奈川県足柄上郡大井町に居住される市外住民で年齢は64歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字風呂元2918番1ほか4筆で、地目は全て田、地積は5筆合計6,179㎡です。そのうち、山野字風呂元2918番1の現況は、水害で被災し災害復旧工事が完了しておらず被害を受けたままの状態でしたが、相手方の要望による所有権移転売買になります。

受人の経営面積は88,026㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約300mの範囲内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきままして、去る9月18日に4番推進委員と共に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人ITさんは、伊佐市菱刈花北に居住され年齢は45歳です。

渡し人ISさんは、伊佐市菱刈花北に居住され年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字鵜木田2816番3ほか27筆で、地目は田が24筆、畑が4筆、地積は28筆合計で27,937㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は89,307㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約2kmの範囲にあり、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議長 整理番号5番について、7番農業委員の報告を求めまます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきままして、去る9月22日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。

申請人NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され年齢は45歳です。

渡し人NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字平沢津499番ほか8筆、地目は田が8筆と畑が1筆、地積は9筆合計で7,053㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は今回申請している7,053㎡が経営面積となり、取

得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約0.5 km以内に所在し現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、4番農業委員の報告を求めまます。

4番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきままして、去る9月23日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたしまます。

申請人KSさんは、伊佐市大口針持に居住され年齢は62歳です。

渡し人KMさんは、西之表市安納に居住される市外住民で年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字高野原1380番ほか3筆、地目は田が3筆と畑が1筆、地積は4筆合計で4,228㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は33,924㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約2 km以内に所在し現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番、8番、9番について、11番農業委員の報告を求めまます。

11番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきままして、去る9月17日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたしまます。

申請人IYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は72歳です。

渡し人HKさんは、熊本県熊本市津浦町に居住される市外住民で年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字上原田4227番地、地目は田、地積は9

52㎡で所有権移転売買になります。

次に8番の渡し人HMさんは、始良市西餅田に居住される市外住民で年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字樋之口4192番2ほか2筆、地目が全て田、地積は3筆合計で2,831㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は28,000㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

次に、整理番号9番につきまして、去る9月22日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人MKさんは、伊佐市大口青木に居住され年齢は23歳です。

渡し人MHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字樋之口4208番ほか2筆、地目は全て田、地積は3筆合計で5,792㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は今回の取得面積5,792㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約7kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号10番について、9番農業委員の報告を求めまます。

9番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る9月23日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。

申請人HYさんは、伊佐市菱刈花北に居住され年齢は77歳です。

渡し人TMさんは、伊佐市菱刈花北に居住され年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字池田1番ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で1,260㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は40,393㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで現況は良く管理された農地です。経営

意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号11番について、6番農業委員の報告を求めまます。

6番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきままして、去る9月25日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口曾木に所在する 社会福祉法人H理事長TAさんで社会福祉法人です。

渡し人TYさんは、伊佐市大口曾木に居住され年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字北ヶ迫2115番2ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で2, 240㎡の所有権移転贈与になります。

農地法第3条第2項第1号ただし書きによる例外として社会福祉法人の農地取得になります。

受人の経営面積は5, 338㎡で取得可能面積であります。農業従事者は5名で、通作距離はグループホームと隣接しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。社会福祉法人Hの定款も添付されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号12番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番につきままして、去る9月23日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人KKさんは、伊佐市大口青木に居住され年齢は85歳です。

渡し人KKさんは、群馬県伊勢崎市稲荷町に居住される市外住民で年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字柳田378番で、地目は田、地積は2, 4

24㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は74,906㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号13番について、12番農業委員の報告を求めまます。

12番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番につきままして、去る9月22日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人YJさんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は45歳です。

渡し人YHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字都丸2885番1ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で1,707㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は3,311㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1km以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございまますので、お諮りいたします。

整理番号1番から13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から13番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数13件について13件の処分が決定いたしました。

議案第3号

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。

整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る9月22日、申請人の代理人NSさん立会いのもと、10番農業委員と8番推進委員と私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので8番農業委員が報告します。

申請人は、鹿児島市西伊敷に居住されているKTさん、市外住民で年齢は73歳です。申請地は、伊佐市大口牛尾字針牟田115番1で、地目は畑、地積は972㎡です。郡山八幡神社より北東に約500mの所に位置し周囲の状況は、東側が田、西側が原野と道路、南側に宅地、北側が畑です。

除外申請後は、代理人の息子さんで現在は大分県湯布院に居住されるNRさんが、両親が高齢化のため後継ぎとして帰郷し農業の手伝いをしたいが、実家はあるが家族4人が同居となると少し狭すぎるとのことで今回の申請となりました。代替地は水はけが悪かったり広さがなかったりなど条件が悪く、同じ地域内で現地を譲って頂けるとのことでしたので農家住宅を建築したいとのことでした。住居、車庫、機械倉庫を建築する計画があります。

この申請は、具体的な転用計画があり周囲は農地ですが農用地区域外周部のため除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響はないと思われま

す。以上のような理由により、除外は妥当と判断致しました。添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、字図、委任状、求積図等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問ござ

いませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、意見が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてお願いします。
整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る9月22日、申請人の代理人であるUYさんの立会いのもと、2番推進委員、10番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈荒田に居住されているYSさんで年齢は34歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されているUYさんで年齢は56歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノロ2428番4で、地目は田、地積は500㎡です。

転用目的は一般住宅で、所有権移転売買です。農地区分は第1種農地ですが、集落接続施設となり転用については問題ないと思われま

す。所在地は、令和3年9月1日に2428番1から分筆されております。分筆された残地は適切な管理を行うよう代理人に要望いたしました。

本城小学校から南南西へ約1.9kmに位置しており、北側は田、東側は山林、南側は宅地、西側は宅地及び空地となっており、住宅は、南側に

3戸当該農地に隣接しており集落を形成しております。一般住宅の転用で周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、住宅平面図、配置図、融資証明及び被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

が、委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。以上で報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求め

ます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号2番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る9月22日、申請人の祖父のHRさんの立会いのもと、3番推進委員、5番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に居住されているHGさんで年齢は27歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているMHさんで年齢は94歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊3011番8で、地目は畑、地積は1,246㎡です。

転用目的は農業用資材置場で、農地区分は第1種農地で、所有権移転売買です。

所在地は、菱刈中学校から東へ約1kmに位置しており、南側は市道、東側は畑、北側は畑、西側も畑となっており、周囲に与える影響はないか

と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、配置図、字図等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る9月22日、申請人の代理人である行政書士WKさんの立会いのもと、12番推進委員、15番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、大分県佐伯市大字長谷に所在する 有限会社K代表取締役EKさんで一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住されているHTさんで年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字光神3523番1で、地目は畑、地積は1,777㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、太陽光パネル288枚、出力49.5キロワットを予定しております。農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、川西自治会館から東へ約300mに位置しており、南側は道路、東側は田、北側は畑、西側も畑となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る9月22日、申請人の代理人である行政書士TRさんの立会いのもと、11番農業委員、1番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈花北に居住されているTMさんで年齢は75歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されているHYさんで年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字小苗代原562番1から今回分筆した伊佐市菱刈花北字小苗代原562番16で、地目は田、地積は86㎡です。

転用目的は通路で、農地区分は第1種農地で、所有権移転贈与です。

所在地は、JA家畜市場跡で現配送センターの東で市道に隣接しており、東側と北側は宅地、東側は田、西側は道路、南側は田となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、全部事項証明書、地積図、登記申請書の写し、被害防止計画書、顛末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で

あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、12番農業委員の報告を求めます。

1 2 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号5番について、去る9月22日、申請人の代理人で
ある〇行政書士の立会いのもと、3番推進委員、5番推進委員、私12番
農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈川北に居住されているSYさんで年齢は42歳です。

譲渡人は、鹿児島市下伊敷に居住されているSKさんで市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字馬場2096番1で、地目は畑、地積は705㎡です。

転用目的は車両置場で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、湯ノ尾小学校から南に50mに位置しており、南側は宅地、東側は太陽光施設、北側は郵便局、西側は保育園となっており、周囲に与える影響はないかと思われませんが、周りが住宅地で色々な施設がありますので草が生えないよう、油等の流失が無いようにと指導しております。

添付書類として、全部事項証明書、配置図、字図、事業計画書、土地改良区の意見書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号5番は、処分決定いたしました。
議 長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数5件について、5件が処分決定いたしました。 ————— 議案第5号 —————
議 長	議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。 整理番号1番について、事務局の報告を求めます。
事 務 局	議案第5号「非農地証明願」についてのうち整理番号1番について、 去る9月22日、事務局が現地調査を行いましたので報告いたします。 申請人は、伊佐市菱刈前目に居住されているMHさんです。 申請地は、伊佐市菱刈前目字星熊原2843番1、地目は田、地積は626㎡です。 所在地は、菱刈中学校から南東へ約500mに位置し、北側は宅地と畑、東側と南側は宅地、西側は道路になります。 非農地になった時期及び理由としては、平成元年に息子さんの自宅を建築するために申請者が所有していた農地を分筆し、農地法の許可を得て南側の土地に住宅を建築し宅地に地目変更されましたが、分筆後に残った北側の土地、今回の申請地である2843番1については、農地法の許可を得ず住宅の庭及び東側にある申請者の自宅用の進入路として使用するために整備してしまったとのことで、その後耕作しないまま現在に至り今後も農地として利用する予定はないとのことです。申請地の状況は30年以上住宅の庭、通路として使用されていたこともあり、田に復旧できる状態ではなく一角には記念碑が建てられています。 添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が添付されています。

調査の結果、この申請については既に農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しましたが、委員皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第5号「非農地証明願」については1件申請のうち1件の非農地証明許可が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(番地指定)について提案いたします。
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について、事務局よりご説明いたします。

申請人MMさんは、鹿児島市吉野町に居住されている市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字大峰1764番1、地目は田、地積は546㎡です。

所在地は、荒田上公民館より北西へ約500mに位置し家屋に付随する農地になります。添付書類として、全部事項証明書が添付されており規定により特例農地としての区域指定に関して特段問題はないと思われま。

委員皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(番地指定)について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について決定いたします。
議	長	議案第6号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番指定)について、1件の申請のうち1件が決定いたしました。
議	長	その他。事務局お願いします。
事	務	局
		総会資料の最終ページをお開きください。9月の月例報告をします。6日、9月の定例常設審議委員会が鹿児島市となっておりますが書面決議で行われました。訂正をお願いします。22日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第6回農業委員会の総会です。 10月の行事予定ですが、5日に10月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。22日が現地調査です。28日が第7回の農業委員会の総会です。 月例報告は以上です。
議	長	他にないでしょうか。
事	務	局長
		以上で、令和3年度第6回農業委員会総会を終了します。 姿勢を正してください。 一同礼。おつかれ様でした。
		【終了時間 午前9時58分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 2 番

伊佐市農業委員 4 番